

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆消費生活センターの業務をご紹介します
- ◆トラブル110番 新しいビジネス!?『マルチ商法』
- ◆身近な危険『食品・製品事故』にあったら!?
- ◆困ったときの相談窓口

4 April  
月号  
第6号

## 消費生活センターの業務をご紹介します

### 1. 消費生活センターってどんなところ?

- 消費生活センターでは、消費生活に関するトラブル相談を受け付け、消費生活相談員が解決を図るためのアドバイスや情報提供、事業者へのあっせん、適切な機関の紹介などをおこなっています。

### 2. どんな相談ができるの?

- 契約してしまったけど、やっぱりやめたい。
- 製品で危険な思いをした。
- 借金の返済に困ってしまった。
- 突然、有料サイトの利用料金を請求された。など、消費生活の中に起こったトラブルに関する相談を受け付けています。

### 3. どうやって相談するの?

- ご相談は、電話でも、直接窓口でも受け付けします。 **受付時間：平日 9:00~17:00 まで  
土日 9:00~16:00 まで**
- ご本人からの相談が基本ですが、高齢者など一人では相談が難しい場合、周囲の人からの相談も受け付けます。
- 相談する場合は、契約の状況がわかる書類（パンフレット、約款、説明書や契約書など）を準備してご相談ください。
- 相談無料です。お気軽にご相談ください。 **電話：022-261-5161（相談専用）**

はい、こちら消費生活センターです

### 『出前講座』にうかがいます

消費生活センターでは、皆様のご希望に応じて講師を派遣し、消費生活トラブルにあわないために必要な知識を提供する「消費者啓発出前講座」を行っています。

詳しくはお電話でお問い合わせください

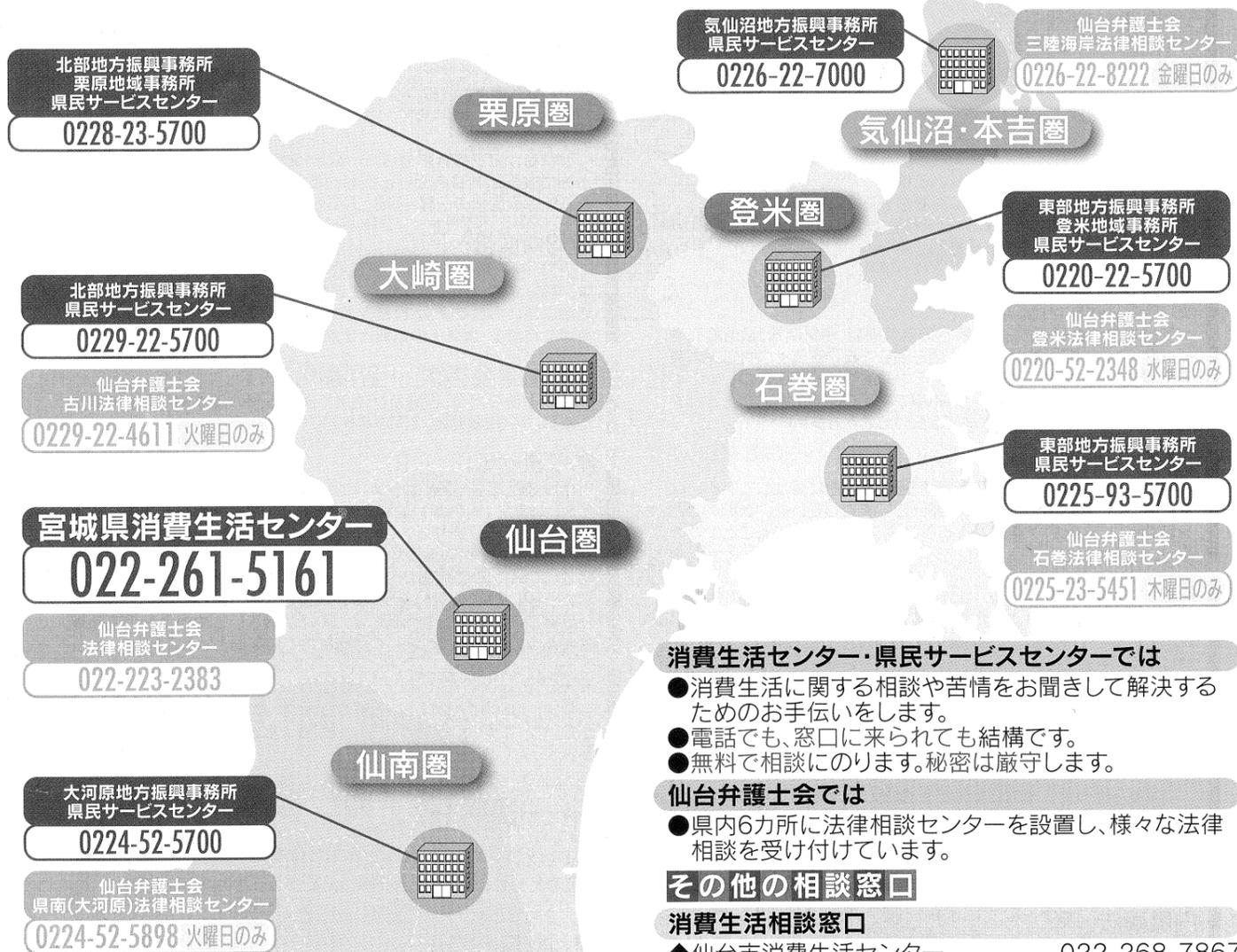
**電話：022-261-5164（啓発専用）**



困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しよう!



**消費生活センター・県民サービスセンターでは**

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

**仙台弁護士会では**

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

### その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
  - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
  - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

### 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

### 相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00  
土日 9:00~16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00  
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

# トラブル110番 新しいビジネス！？「マルチ商法」

## 事例1

2年前、元同僚や先輩に「絶対もうかるビジネス」と説明され、断り切れずに仮想空間の土地へ投資するネットワークビジネスの契約をした。ビジネスキットの代金として40万円が必要と言われ、銀行などで借りて支払おうとしたが、「すぐに契約して」と言われ、消費者金融で借金をして代金を支払った。その後土地を購入し、仮想空間のIDが届いたが、いっこうにもうからず、消費者金融への返済が大変になった。最初の説明と違い、だまされたと思う。解約したい。(宮城県 20歳代 男性)

## 事例2

学生時代の友人から久しぶりに連絡があり、業者のイベントパーティーに誘われて参加。そこで男性の社員を紹介され、親しくなった。後日食事に誘われた際に、アクセサリーを販売するネットワークビジネス勧誘を受けた。さらに上位の担当者も現れ、「絶対にもうかる」という話を信じて契約をした。誘導されて商品購入のためのお金を消費者金融から借りたが、親にとがめられてクーリング・オフする気持ちになった。(宮城県 20代 女性)

## ●「絶対に」「簡単に」「もうかる」などの甘い誘いにご用心！！

■「マルチ商法」とは、自ら健康食品や化粧品などの商品等の販売員となって、商品等を販売した相手を新たに販売員に勧誘し、次々と販売員を増やしていくことによってマージン(利益)が入ると言う商法です。「ネットワークビジネス」とも言われ、若い人が勧誘される傾向にあります。幅広い年齢層でトラブルが発生しています。

■「新しいサイドビジネス」「友達を紹介するだけで」「絶対にもうかるよ」などと甘い言葉で勧誘されますが、勧誘時のもうけ話とは違い、実際には思うように収入が得られず、多額の借金と商品の在庫を抱えてしまうトラブルが多発しています。

■また、契約内容をよく理解せずに友人を勧誘してしまうと、トラブルに巻き込んでしまい、友人関係が崩壊し、加害者になってしまうこともあります。

■「簡単に」「絶対に」「儲かるビジネス」という誘いにまどわされてはいけません。

■マルチ商法は、クーリング・オフができます(20日間)。「契約したけどやっぱりやめたい」と思ったら、すぐに消費生活センターへご相談ください。

## ☆トラブルにあわないためのアドバイス☆

①「絶対にもうかるビジネス」なんてありません！

②親しい人からの誘いでも、不明な点があったら契約しない！

③誘われたら、信頼できる人や消費生活センターへ相談しましょう。

# 身近な危険！！「食品・製品事故」にあったら！？

- 消費者として安全な食品を選ぶことや、製品を正しく使用することを心がけることは大事ですが、それでも食品事故や身の回りの製品が原因で消費者被害にあうケースが後を絶ちません。
- 実際に被害にあったらどうしたらよいのでしょうか。

## 〈食品事故〉の被害にあったら

- 農薬入りヨーザ事件や、産地偽装、こんにゃく入りゼリーによる窒息事故など、食の安全を揺るがす事件は記憶に新しいところです。実際に事故にあったらどうしたらよいでしょう。

### 相談先は？

- 「食品の外観変化」や「異臭」、「味がおかしい」などの食品の異常に気がついた場合は保健所に相談しましょう。
- 相談先が不明な場合は消費生活センターに相談先を確認しましょう。

### どのように相談するの？

- 相談時には、被害状況、購入日、購入店、製品名、内容量、包装の形態、賞味期限などの情報を整理して相談しましょう。
- 商品が残っていれば、保健所に持参しましょう。

## こんなときにはすぐに相談を！

- お店で購入した惣菜を食べたら腹痛を起こした。医師にノロウィルスが原因だと言われた。
- お店で賞味期限が切れた商品を販売している。問題ではないか。
- 購入した食品に異物が入っていた。
- 買ったピーナッツから消毒液のような味がした。製造業者に商品を送り、検査結果を聞いたところ「答えられない」と言われた。
- 飲食店のオムレツを食べたら下痢になり、病院で治療を受けた。

## 〈製品事故〉の被害にあったら

- 「製品を使用していたら危ない思いをした」といった製品事故にあったらどうしたらよいでしょう。

### 相談先は？

- 製品事故にあったら、消費生活センターに相談しましょう。
- 火災や、重いけがをした場合には、まずは消防へ通報しましょう。

### どのように相談するの？

- 被害状況として、けがを負った状況やけがの箇所、医師の診察結果、事業者との連絡の経緯などをなるべく詳しく情報を整理して相談しましょう。
- 関連資料(説明書、保証書、契約書、広告など)を用意し、事故品や包装、その場の写真などの記録を残しておきましょう。

## 「使い捨てライター」の事故が多発中！

- 子供が車内でライターを使用し、車が全焼した。
- 走行中の車で電動シートを 작동させたところ、落ちていたライターの着火レバーが押されて発火した。
- 引き出しを出し入れする際、雑貨類とライターがケースに引っかかり、着火レバーが押されて発火した。
- ライターでたばこに点火したところ、大きな炎が出て額にやけどを負った。
- 古い扇風機を使用していたら、製品が発煙・発火し、延焼した。
- テレビのスイッチを入れたところ、背面から異臭と発煙があり、火花が出た。